

船員労働連絡会議令案

内閣は、労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）第十三条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 船員労働連絡会議（以下「会議」という。）は、運輸省の所掌する船員の労働に関する行政の重要事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働大臣及び運輸大臣において必要と認めらるる事項を審議する。

（組織）

- 第二条 会議は、労働大臣及び委員十四人以内で組織する。
- 2 委員は、労働省及び運輸省の職員のうちから、労働大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第三条 労働大臣は、会議を総理する。
- 2 労働大臣に事故があるときは、その指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第四条 会議の庶務は、労働大臣官房において処理する。

（雑則）

第五条 この政令に定めるものの外、会議の運営に関し必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議して定める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 船員労働連絡会議規程（昭和二十二年労働省運輸省令第一号）は、廃止する。

理由
労働省設置法の施行に伴い、船員労働連絡会議の組織、所掌事務及び本
員その他の職員について定める必要があるからである。

裏面白紙